証券コード　3986
2020年９月11日

株　主　各　位

東京都品川区西五反田二丁目19番３号
株式会社ビーブレイクシステムズ
代表取締役社長　白　岩　次　郎

第１８回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第１８回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申しあげます。

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、極力、書面により事前に議決権を行使いただき、当日のご来場をお控えいただくよう強くお願い申し上げます。

お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2020年９月28日（月曜日）午後６時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬　具

記

１．日　　時　2020年９月29日（火曜日）午前10時

２．場　　所　東京都港区高輪３丁目23番17号　品川センタービルディング
ＡＰ品川アネックス　地下１階　Ｑルーム
（会場が前回と異なっておりますので、ご来場の際は、末尾のご案内図をご参照の上、お間違えのないようにご注意ください。）

３．目的事項

報告事項　第18期（2019年７月１日から2020年６月30日まで）事業報告及び計算書類報告の件

決議事項

第１号議案　剰余金処分の件
第２号議案　定款一部変更の件
第３号議案　取締役５名選任の件
第４号議案　監査役３名選任の件

以　上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

なお、株主総会参考書類並びに事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（アドレス https://www.bbreak.co.jp/ir/index.html）に掲載させていただきます。

（提供書面）

事　業　報　告

（2019年７月１日から
2020年６月30日まで）

１．会社の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

①　事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国経済は、前半は緩やかな回復基調を維持しましたが、後半は、新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大を受け、個人・法人とも活動が大きく制限され、先行きが極めて不透明な状況で推移しました。

当社が属する市場及び顧客においては、企業のシステム投資ニーズは安定しており、エンジニアの需要も高水準を維持しているものの、今後の状況は予断を許さないものと認識しております。

このような環境のもとで、当社は、主力製品であるクラウドＥＲＰ「MA-EYES」について、需要動向を捉えた新機能の開発や、新規顧客獲得に向けた営業努力を重ねてまいりました。

以上の結果、当事業年度の売上高は11億57百万円（前事業年度比2.5％増）、営業利益は１億39百万円（同13.8％減）、経常利益は１億39百万円（同13.7％減）、当期純利益は１億４百万円（同6.5％減）となりました。

事業別の状況は次のとおりであります。

パッケージ事業におきましては、提案先の結論先延ばし等から新規受注が減少する一方で、既存顧客からの追加発注や、前期に受注した案件の稼働に伴い保守料等が増加したことから、売上高は７億26百万円（前事業年度比0.1％増）、セグメント利益は３億26百万円（同5.4％減）となりました。

システムインテグレーション事業におきましては、堅調なIT需要を背景に単価・稼働率とも安定的に推移いたしました。また、前期にオープンしたフリーランス専用の案件紹介サイト「Humalance」の貢献もあり、成約件数が増加した一方で原価率も上昇したことから、売上高は４億31百万円（前事業年度比6.9％増）、セグメント利益は１億４百万円（同7.6％減）となりました。

事業別売上高

事業区分	第17期(2019年６月期)(前事業年度)		第18期(2020年６月期)(当事業年度)		前事業年度比増減	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	増減率
パッケージ事業	725百万円	64.3%	726百万円	62.8%	1百万円	0.1%
システムインテグレーション事業	403	35.7	431	37.2	28	6.9
合計	1,128	100.0	1,157	100.0	28	2.5

② 設備投資の状況

該当事項はありません。

③ 資金調達の状況

該当事項はありません。

(2) 直前３事業年度の財産及び損益の状況

区分	第15期(2017年６月期)	第16期(2018年６月期)	第17期(2019年６月期)	第18期(当事業年度)(2020年６月期)
売上高(百万円)	1,104	1,132	1,128	1,157
経常利益(百万円)	156	168	161	139
当期純利益(百万円)	109	117	111	104
１株当たり当期純利益(円)	97.87	79.45	72.52	67.78
総資産(百万円)	1,194	1,347	1,476	1,591
純資産(百万円)	937	1,083	1,176	1,262
１株当たり純資産(円)	677.17	705.19	765.39	821.13

(注) 当社は、2017年３月２日付で普通株式１株につき20株の株式分割を行っております。第15期(2017年６月期)の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、１株当たり当期純利益及び１株当たり純資産を算定しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

当社が対処すべき主要な課題は以下のとおりであります。

①パッケージ営業力の強化

当社の収益拡大には、パッケージ事業を強力に推進していく必要があり、営業担当者の育成による営業組織体制の強化、及び、パッケージの全国拡販や一件当たりの単価の拡大を実現するためのマーケティング活動の向上に注力してまいります。

②パッケージ機能の拡充

営業力もさることながら、パッケージそのものをより良いものにしていくことで、受注機会も大きく増えるものと認識しております。これからも、需要動向を捉えた新機能の開発、及び、ノンカスタマイズ版の機能強化や導入サポートサービスの拡充に注力してまいります。

③人材の獲得、育成

当社はさしたる資産も持っておらず、また、当社が計上する費用の８割が人件費関連であることからも、人材が最大の資産であります。これからも、当社のビジョンと理念を共有できる社員の獲得及び育成に注力してまいります。

④内部管理体制の強化

当社事業の継続的な発展を実現させるためには、コーポレート・ガバナンス機能の強化は必須であり、そのために財務報告の信頼性を確保するための内部統制システムの適切な整備及び運用が重要であると認識しております。現在は企業規模が比較的小さく、内部管理体制も企業規模に相応の体制となっておりますが、事業規模の拡大に伴って人的補充を行い、内部管理体制をより一層強化してまいります。

⑤新型コロナウイルス感染症への対応

国内での感染拡大が報じられるようになって以降、在宅勤務をはじめとする各種対策を実施した結果、基本的な業務遂行に支障は発生しておりませんが、今後も感染防止に万全を期すとともに、影響が長期化した場合の開発体制や販売方法についても検討してまいります。

(5) 主要な事業内容（2020年６月30日現在）

事業区分	事業内容
パッケージ事業	主に、クラウドERPの開発及び販売を行っております。
システムインテグレーション事業	主に、顧客が構築するシステムの受託開発やIT人材の派遣を行っております。

(6) 主要な営業所及び工場（2020年６月30日現在）

本社	東京都品川区
関西支社	大阪府大阪市
名古屋営業所	愛知県名古屋市

(7) 使用人の状況（2020年６月30日現在）

事業区分	使用人数	前事業年度末比増減
パッケージ事業	69（0）名	11名増（増減なし）
ｼｽﾃﾑｲﾝﾃｸﾞﾚｰｼｮﾝ事業	33（0）	6名減（増減なし）
全社（共通）	22（0）	1名増（増減なし）
合計	124（0）	6名増（増減なし）

（注）　使用人数は就業人員であり、パート及び嘱託社員は（）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況（2020年６月30日現在）

該当事項はありません。

(9) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

２．株式の状況（2020年６月30日現在）

(1) 発行可能株式総数　　4,752,000株

(2) 発行済株式の総数　　1,536,960株（自己株式168株を含む）

(3) 株主数　　1,158名

(4) 大株主

株主名	持株数	持株比率
白岩次郎	608千株	39.6%
上川伸彦	126	8.2
高橋明	100	6.5
鹿取裕樹	71	4.6
熊田圭一郎	30	2.0
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG（FE-AC）	29	1.9
光通信株式会社	27	1.7
塩川靖幸	22	1.5
吉田周作	20	1.3
株式会社ＳＢＩ証券	17	1.1

（注）持株比率は自己株式（168株）を控除して計算しております。

３．新株予約権等の状況

該当事項はありません。

４．会社役員の状況

(1) 取締役及び監査役の状況（2020年６月30日現在）

会社における地位	氏　　名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	白　岩　次　郎	
取　締　役	上　川　伸　彦	開発部長
取　締　役	高　橋　　明	営業部長
取　締　役	熊　田　圭一郎	管理部長
取　締　役	成　願　隆　史	公認会計士成願隆史事務所 所長 ㈱ファンデリー 監査役
常勤監査役	菅　谷　順　子	
監　査　役	伊　藤　修　久	合同会社ブリコラ代表社員
監　査　役	本　田　宗　哉	

（注）１．取締役成願隆史氏は、社外取締役であります。
２．監査役伊藤修久氏及び監査役本田宗哉氏は、社外監査役であります。
３．常勤監査役菅谷順子氏は、長年にわたり経理・財務業務に携わってきた経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
４．当社は、取締役成願隆史氏及び監査役本田宗哉氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び各監査役は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令で定める最低責任限度額としております。

(3) 取締役及び監査役の報酬等

① 当事業年度に係る報酬等の総額

区　　分	員　　数	報酬等の額
取締役 （うち社外取締役）	5名 (1)	51百万円 (2)
監査役 （うち社外監査役）	3 (2)	10 (2)
合計 （うち社外役員）	8 (3)	61 (4)

（注）１．取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

２．取締役の報酬限度額は、2016年９月29日開催の第14回定時株主総会において、年額200百万円以内（うち社外取締役分40百万円以内。ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。また監査役の報酬限度額は、2016年９月29日開催の第14回定時株主総会において、年額20百万円以内と決議いただいております。

(4) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

・取締役成願隆史氏は、公認会計士成願隆史事務所所長、及び株式会社ファンデリーの監査役であります。なお、当社と各兼職先との間には特別の利害関係はありません。

・監査役伊藤修久氏は、合同会社ブリコラの代表社員であります。なお、当社と兼職先との間には特別の利害関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

	出席状況及び発言状況
取締役　成願隆史	当事業年度に開催された取締役会13回の全てに出席いたしました。出席した取締役会において、主に公認会計士としての専門的見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
監査役　伊藤修久	当事業年度に開催された取締役会13回、監査役会12回の全てに出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、主にIT業界における豊富な経験から適宜発言を行っております。
監査役　本田宗哉	当事業年度に開催された取締役会13回、監査役会12回の全てに出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、主に弁護士としての専門的見地から適宜発言を行っております。

５．会計監査人の状況

(1) 名称　　太陽有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

	報　酬　等　の　額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	12,400　千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	12,400

（注）１．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

２．監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

６．業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき当社の業務の適正を確保するための体制として、取締役会において「内部統制システム構築の基本方針」を定めており、その概要は以下のとおりであります。

① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制並びに当社の業務の適正を確保するために必要な体制

イ． 当社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合すること並びに当社の業務の適正を確保するため、「コンプライアンス規程」等を定める。

ロ． 当社の取締役は、当社に関し重大な法令違反、コンプライアンス違反その他重要な事実を発見した場合、速やかに取締役会に報告する。

ハ． 当社の監査役は、「監査役監査基準」に基づき、取締役の職務執行について監査を行う。

ニ． 当社は、法令、定款及び社内規則に違反する行為が行われ、又は行われようとしている場合の報告体制を定め、社内及び社外に通報窓口を設置する。当社は、当該通報を行った者に対して、解雇その他いかなる不利益な取り扱いも行わない。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

イ． 当社の取締役の職務執行に係る文書その他重要な情報については、法令、定款及び「文書管理規程」のほか社内規則に則り作成、保存、管理する。取締役及び監査役は、必要に応じてこれらの情報を閲覧することができるものとする。

ロ． 当社は、「個人情報保護基本規程」「情報セキュリティルールブック」等の社内規則に基づき、情報の保存及び管理に関する体制を整備する。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

イ． 当社は、リスク管理の基礎として定める「リスク管理規程」に基づき、当社のリスクを横断的に管理する「リスク管理委員会」を設置し、リスクマネジメント活動を推進する。

ロ． 当社は、経営会議等において定期的に実施される業務執行状況の報告等を通じ、当社におけるリスクの状況を適時に把握、管理する。

ハ． 当社の内部監査部門は、「内部監査規程」に基づき、当社におけるリスク管理の実施状況について監査を行う。

④　取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

イ．　当社は、取締役会を毎月１回以上開催し、重要事項の決定及び取締役の業務の執行状況について報告を行い、当社の取締役の職務の執行について監視・監督を行う。

ロ．　当社は、取締役会の決定に基づく業務執行については、「業務分掌規程」「職務権限規程」において、それぞれの分担を明確にして、職務の執行が効率的に行われることを確保する。

ハ．　当社は、職務の執行が効率的に行われることを補完するため、経営に関する重要事項について協議する経営会議を毎月１回以上開催する。

⑤　当社の使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

イ．　当社の取締役会は、「取締役会規程」に基づき重要事項について決定するとともに、役員及び従業員に業務の執行状況を報告させ、法令、定款及び社内規則の遵守状況を把握する。

ロ．　当社は、「コンプライアンス規程」を、職務を遂行するにあたり遵守すべき行動基準とし、全ての役員及び従業員に対し周知徹底を図る。

ハ．　当社は、「コンプライアンス規程」に基づき社内及び社外に通報窓口を設置し、不祥事の未然防止を図る。

ニ．　当社の内部監査部門は、社内規程に基づき内部監査を実施し、当社の使用人の職務における法令、定款及び社内規則の遵守状況並びにその他業務の遂行状況を検証する。

ホ．　当社の監査役及び監査役会は、当社の法令、定款及び社内規則等の遵守状況に問題があると認められた場合は、改善策を講ずるよう取締役会に要求する。

⑥　監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

イ．　監査役が監査役補助者の登用を求めた場合、当社の使用人から監査役補助者を任命することができるものとする。

ロ．　監査役補助者の任命、解任、人事異動、賃金等の改定については、監査役会の同意を得たうえで、取締役会で決定することとし、取締役からの独立性を確保する。

ハ．　監査役補助者は業務の執行に係る役職を兼務しないものとする。

⑦　取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

イ．　当社の取締役及び使用人等は、法令に違反する事実、会社に著しい損害を与えるおそれのある事実を発見したときには、当社の監査役に対して、当該事実に関する事項を速やかに報告しなければならない。また、当社の監査役から業務執行に関する事項の報告を求められた場合においても、速やかに報告を行わなければならない。

ロ．　当社は、前項により当社の監査役に対して報告した者が当該報告をしたことを理由として不利益な取り扱いを受けないことを確保するための体制を構築する。

⑧　その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

イ．　当社の監査役は、当社の取締役会、経営会議その他経営に関する重要な会議に出席し、経営において重要な意思決定及び業務の執行状況を把握するとともに、意見を述べることができる。

ロ．　当社の代表取締役は、当社の監査役と定期的に意見交換を行う。

ハ．　当社の監査役は、内部監査部門の実施する内部監査に係る年次計画について事前に説明を受け、その修正等を求めることができる。また、内部監査の実施状況について適宜報告を受け、必要があると認めるときは、追加監査の実施、業務改善策の策定等を求めることができる。

ニ．　当社の監査役は、会計監査人から必要に応じて会計の内容につき説明を受けるとともに意見交換を行い、効率的な監査のために連携を図る。

⑨　当社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に関する方針に関する事項

当社は、当社の監査役の職務の執行に協力し監査の実効性を担保するために、監査費用のための予算を確保する。

⑩　反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方・措置

イ．　当社は、暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団又は個人である反社会的勢力による被害を防止するため、「反社会的勢力への対応に関する基本方針」を宣言する。

ロ．　反社会的勢力に対しては、警察、暴力追放運動推進センター及び弁護士等の外部専門機関と連携して組織的な対応を図るものとし、平素より情報収集に努め、速やかに対処できる体制を整備する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

①取締役の職務の執行について

当社は、当事業年度において取締役会を13回、経営会議を24回開催し、重要事項の決定並びに取締役の業務の執行状況について報告を行いました。

②コンプライアンス体制について

当社の取締役及び従業員に対して、コンプライアンスへの理解を深めることを目的として、情報セキュリティ、インサイダー取引防止、反社会的勢力排除等に関する研修を行い、コンプライアンス体制の周知徹底を図りました。

③リスク管理体制について

統括的なリスク管理体制として「リスク管理委員会」を３ヶ月毎に開催いたしました。リスク管理委員会では、リスク分析を行うとともに各部門との情報及び意見の共有を行いました。

④財務報告の信頼性と適正性を確保するための体制について

当社は、財務報告の信頼性と適正性を確保するための内部統制システムについて「内部統制計画書」を策定し、内部監査部門において整備状況評価及び運用状況評価を実施し、リスク管理委員会及び取締役会に報告いたしました。

貸　借　対　照　表

（2020年６月30日現在）

（単位：千円）

科　　目	金　　額	科　　目	金　　額
（資 産 の 部）		（負 債 の 部）	
流　動　資　産	**1,533,117**	**流　動　負　債**	**250,853**
現金及び預金	1,385,598	買　掛　金	14,986
売　掛　金	127,161	未　払　金	3,632
前　払　費　用	20,172	未　払　費　用	18,454
未　収　収　益	6	未払消費税等	25,808
預　託　金	180	未払法人税等	19,199
固　定　資　産	**58,025**	前　受　金	150,370
有形固定資産	**272**	預　り　金	15,960
建物附属設備	3,075	未払事業所税	1,516
減価償却累計額	△2,938	未払配当金	224
建物附属設備(純額)	138	受注損失引当金	704
工具器具備品	280	**固　定　負　債**	**78,376**
減価償却累計額	△146	退職給付引当金	78,376
工具器具備品(純額)	134	**負　債　合　計**	**329,229**
無形固定資産	**3,077**	（純資産の部）	
ソフトウエア	3,077	**株　主　資　本**	**1,261,912**
投資その他の資産	**54,676**	**資　本　金**	**232,632**
長期前払費用	2,786	**資本剰余金**	**286,063**
敷　金	24,121	資本準備金	176,292
繰延税金資産	27,768	その他資本剰余金	109,770
		利益剰余金	**743,608**
		利益準備金	3,602
		その他利益剰余金	740,006
		繰越利益剰余金	740,006
		自　己　株　式	**△391**
		純　資　産　合　計	**1,261,912**
資　産　合　計	**1,591,142**	**負債純資産合計**	**1,591,142**

損　益　計　算　書

（2019年７月１日から
2020年６月30日まで）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		1,156,854
売上原価		635,535
売上総利益		521,318
販売費及び一般管理費		382,726
営業利益		138,592
営業外収益		
受取利息	18	
雑収入	9	27
営業外費用		
雑損失	2	2
経常利益		138,618
税引前当期純利益		138,618
法人税、住民税及び事業税	39,552	
法人税等調整額	△5,104	34,448
当期純利益		104,170

株主資本等変動計算書

（2019年７月１日から
2020年６月30日まで）

（単位：千円）

	株主資本									純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			自己株式	株主資本合計	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計			
当期首残高	232,632	176,292	109,770	286,063	3,602	654,279	657,881	△198	1,176,378	1,176,378
当期変動額										
剰余金の配当						△18,443	△18,443		△18,443	△18,443
当期純利益						104,170	104,170		104,170	104,170
自己株式の取得								△193	△193	△193
当期変動額合計	―	―	―	―	―	85,727	85,727	△193	85,535	85,535
当期末残高	232,632	176,292	109,770	286,063	3,602	740,006	743,608	△391	1,261,912	1,261,912

個別注記表

１．重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産	定率法によっております。
② 無形固定資産	
・自社利用のソフトウエア	社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法によっております。

(2) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金	債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。 なお、当事業年度においては、貸倒実績はなく、また貸倒懸念債権等もないため、貸倒引当金を計上しておりません。
② 退職給付引当金	従業員の退職給付に備えるため、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。
③ 受注損失引当金	受注制作のソフトウエア取引に係る将来の損失に備えるため、当事業年度末において損失の発生が見込まれ、かつ、その金額を合理的に見積ることができる取引について、損失見込額を計上しております。

(3) 収益及び費用の計上基準

受注制作のソフトウエアの売上高及び売上原価の計上基準

① 当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる契約	工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を適用しております。
② その他の契約	工事完成基準を適用しております。

(4) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理	消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

２．株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当事業年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式　1,536,960株

(2) 当事業年度の末日における自己株式の種類及び総数

普通株式　168株

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2019年９月27日定時株主総会	普通株式	18,443	12	2019年６月30日	2019年９月30日

② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度になるもの

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2020年９月29日定時株主総会	普通株式	利益剰余金	18,442	12	2020年6月30日	2020年9月30日

３．金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

資金運用については、短期的な預金等を基本とし、安全性の高い資産に限定しております。また、資金調達については、現状は自己資金により充当しておりますが、短期的な運転資金が必要となる場合には、銀行借入により調達する方針であります。デリバティブ取引等の投機的取引は一切行っておりません。

② 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。営業債務である買掛金、未払金は、ほとんど２ヶ月以内の支払い期日であり、流動性リスクに晒されております。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

営業債権である売掛金に係るリスクに関しては、当社の与信管理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を定期的に見直す体制としております。営業債務である買掛金、未払金に係るリスクに関しては、月次に資金繰実績を作成する等の方法により管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

該当事項はありません。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2020年６月30日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額（＊）	時価（＊）	差額
① 現金及び預金	1,385,598	1,385,598	－
② 売掛金	127,161	127,161	－
③ 買掛金	(14,986)	(14,986)	－
④ 未払金	(3,632)	(3,632)	－

（＊）負債に計上されているものについては、（ ）で示しております。

（注）１．金融商品の時価の算定方法

① 現金及び預金 並びに② 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

③ 買掛金 並びに④ 未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

２．金銭債権の決算日後の償還予定額

（単位：千円）

	１年以内	１年超５年以内	５年超10年以内	10年超
現金及び預金	1,385,598	－	－	－
売掛金	127,161	－	－	－

４．税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

（単位：千円）

繰延税金資産	
一括償却資産	320
資産除去債務	281
未払事業税	2,374
未払事業所税	464
退職給付引当金	23,999
受注損失引当金	215
未払給料手当	115
繰延税金資産合計	27,768
繰延税金資産の純額	27,768

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別内訳

法定実効税率	30.62%
（調整）	
住民税均等割	0.69%
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.07%
税額控除	△6.46%
その他	△0.07%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	24.85%

５．１株当たり情報に関する注記

(1) １株当たり純資産額	821円13銭
(2) １株当たり当期純利益	67円78銭

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年８月６日

株式会社ビーブレイクシステムズ
　取締役会　御中

太陽有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	岩　﨑　　剛　㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	中　村　憲　一　㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ビーブレイクシステムズの2019年７月１日から2020年６月30日までの第18期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・　計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・　経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・　計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、2019年７月1日から2020年６月30日までの第18期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1.　監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

２．監査の結果

(1)　事業報告等の監査結果

①　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2)　計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年８月11日

株式会社ビーブレイクシステムズ　監査役会

常勤監査役　菅　谷　順　子　㊞

社外監査役　伊　藤　修　久　㊞

社外監査役　本　田　宗　哉　㊞

以　上

株主総会参考書類

第１号議案　剰余金処分の件

当社は株主の皆様への利益還元を経営上の最重要課題のひとつと考え、安定配当の維持を基本としながら、今後の事業展開等を勘案して、以下のとおり第18期の剰余金の処分をいたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

①　配当財産の種類

金銭

②　配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式１株につき金12円　総額は18,441,504円

③　剰余金の配当が効力を生じる日

2020年９月30日

第２号議案　定款一部変更の件

１．提案の理由

事業内容の拡大および多様化に伴う今後の事業展開に備えて、現行定款第２条（目的）に、有料職業紹介事業を追加するものであります。

２．変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線は変更部分を示しております。）

現　行　定　款	変　更　案
（目的） 第２条　当会社は、以下の事業を営むことを目的とする。 １．～７．（条文省略） （新　設） ８．（条文省略）	（目的） 第２条　当会社は、以下の事業を営むことを目的とする。 １．～７．（現行どおり） ８．有料職業紹介事業 ９．（現行どおり）

第３号議案　取締役５名選任の件

取締役５名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役５名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
1	白岩次郎 （1973年２月１日）	1995年４月　㈱東海銀行（現三菱UFJ銀行）入行 1998年５月　SAPジャパン㈱入社 2002年７月　当社設立　代表取締役（現任）	608,000株
2	上川伸彦 （1972年10月２日）	1997年４月　㈱日立製作所入社 2002年７月　当社設立　取締役（現任）	126,400株
3	高橋明 （1973年９月10日）	1997年４月　日興証券㈱（現SMBC日興証券）入社 2002年11月　当社入社 2003年８月　当社取締役（現任）	100,400株
4	熊田圭一郎 （1972年５月31日）	1995年４月　㈱東海銀行（現三菱UFJ銀行）入行 2007年５月　当社入社　管理部長 2016年９月　当社取締役（現任）	30,000株
5	成願隆史 （1973年１月４日）	1996年11月　朝日監査法人（現有限責任あずさ監査法人）入所 2003年８月　ケネディ・ウィルソン・ジャパン㈱（現ケネディクス）入社 2008年１月　公認会計士成願隆史事務所開設所長（現任） 2009年４月　㈱エプコ監査役 2010年７月　㈱ファンデリー監査役（現任） 2016年３月　㈱エプコ取締役（監査等委員） 2017年９月　当社取締役（現任）	－

（注）１．各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
２．白岩次郎氏は、当社の大株主であり親会社等に該当します。
３．成願隆史氏は、社外取締役候補者であります。
４．成願隆史氏は、公認会計士としての高度な人格と、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しており、独立性を持った立場より、当社の経営への助言や業務執行に対する適切な監督に寄与いただけると判断したことから、社外取締役候補者としました。
５．成願隆史氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、公認会計士として会社財務に精通しており、社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。
６．成願隆史氏は、現在、当社の社外取締役でありますが、社外取締役としての在任期間は本総会終結の時をもって３年となります。
７．当社は、成願隆史氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の契約限度額は、法令が定める額であり、本議案が承認された場合は、同氏との当該契約を継続する予定であります。
８．当社は、成願隆史氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。なお、同氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。

第４号議案　監査役３名選任の件

監査役３名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、監査役３名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（ふりがな） （生年月日）	略歴、当社における地位 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
1	※ 諏訪由枝（すわよしえ） （1968年10月７日）	1992年４月　㈱住友銀行（現三井住友銀行）入行 1998年10月　朝日監査法人（現有限責任あずさ監査法人）入所 2002年４月　公認会計士登録 2008年６月　アーク監査法人（現アーク有限責任監査法人）入所 2015年５月　同監査法人社員 2019年９月　諏訪公認会計士事務所開設 所長（現任）	－
2	伊藤修久（いとうのぶひさ） （1972年４月２日）	1996年４月　㈱メルコ（現バッファロー）入社 1998年２月　合資会社チズデス設立　代表社員 2001年11月　グッド・コミュニケーション㈱入社 2003年７月　同社取締役 2006年２月　同社常勤監査役 2007年１月　㈱アクトネット入社 2015年７月　㈱ケイ・エスト・ワークス入社 システムサービス部長 2016年６月　当社監査役（現任） 2018年６月　合同会社ブリコラ設立 代表社員（現任）	10,000株
3	本田宗哉（ほんだそうや） （1972年９月11日）	2007年12月　弁護士登録 日比谷中央法律事務所入所 2016年９月　当社監査役（現任）	－

（注）１．※印は、新任の監査役候補者であります。
２．各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
３．諏訪由枝氏、伊藤修久氏及び本田宗哉氏は、社外監査役候補者であります。
４．(1) 諏訪由枝氏は、公認会計士としての専門的な知識と幅広い経験を有しており、それらを当社の社外監査役として当社の監査等に活かしていただきたいため社外監査役候補者とするものであります。なお、同氏は、会社の経営に関与した経験はありませんが、公認会計士として企業会計に精通しており、社外監査役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。
(2) 伊藤修久氏は、当社事業と関連の高い分野における専門的な知識と経験を有しており、また、監査役としての経験も有していることから、当社の社外監査役として適任であると判断し、その深い知見に基づく助言、牽制を期待して社外監査役候補者とするものであります。
(3) 本田宗哉氏は、人格、識見に優れ、高い倫理観を有していることおよび弁護士としての豊富な経験と深い見識を有していることから、当社の社外監査役として適任であると判断し、その深い知見に基づく助言、牽制を期待して社外監査役候補者とするものであります。なお、同氏は、社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により社外監査役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。
５．伊藤修久氏及び本田宗哉氏は、現在、当社の社外監査役でありますが、それぞれの監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって伊藤修久氏が４年３ヶ月、本田宗哉氏が４年となります。
６．当社は、伊藤修久氏および本田宗哉氏との間で会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としており、本議案が承認された場合は、両氏との当該契約を継続する予定であります。
また、諏訪由枝氏の選任が承認された場合は、同氏との間で同様の責任限定契約を締結する予定であります。
７．当社は、本田宗哉氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。なお、同氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。また、諏訪由枝氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏の選任が承認された場合は、当社は同氏を独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。

以　上

メ　　モ

株 主 総 会 会 場 ご 案 内 図

ＡＰ品川アネックス

地下１階　Ｑルーム

東京都港区高輪３丁目23番17号　品川センタービルディング

電話　03―5475―6109

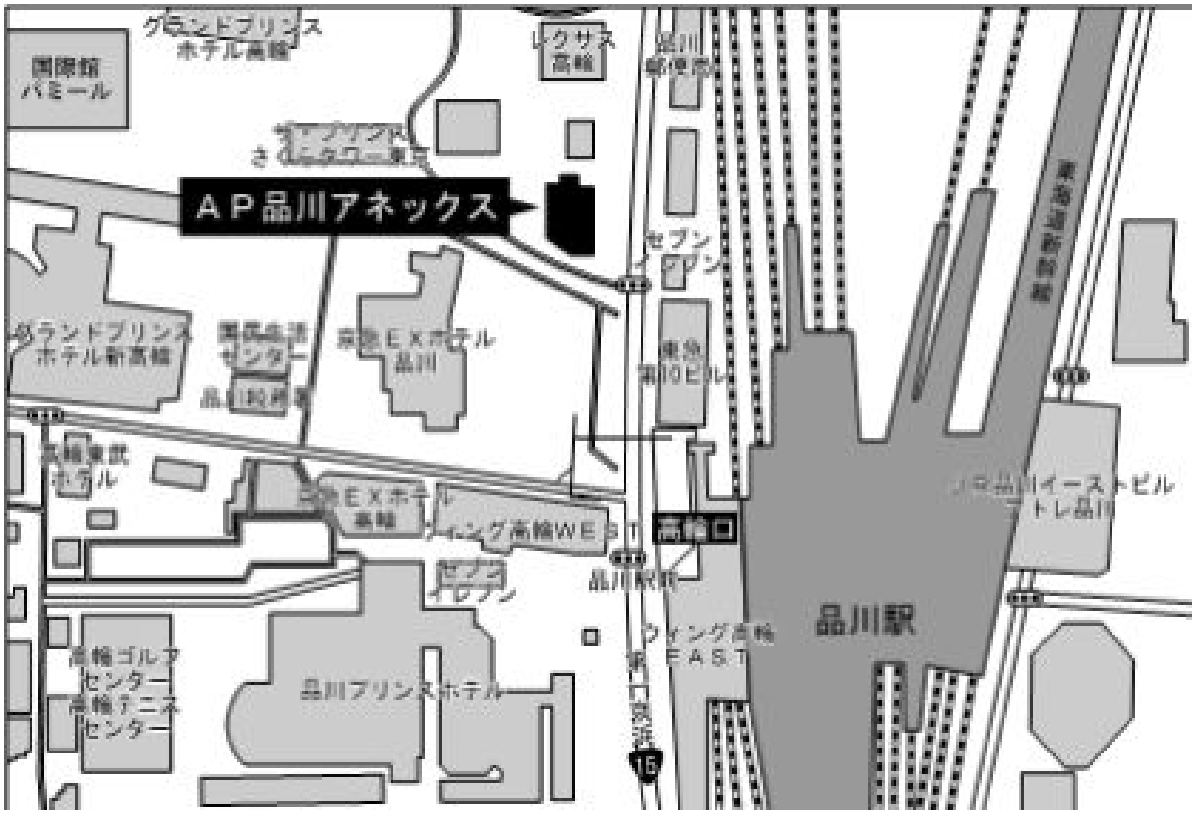

●交通　ＪＲ　品川駅（高輪口）より徒歩３分

※本総会は、お土産のご用意はございません

※体調不良と思われる株主さまの入場をお断りする場合があります